

重要事項説明書

(訪問介護事業所 笑喜)

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	株式会社 心想
主たる事務所の所在地	愛知県瀬戸市白坂町65番地
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 梶浦靖紘
電話番号	0120-946-064

介護保険法令に基づき 愛知県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき愛知県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
訪問介護事業所 笑喜 (愛知県 2372301529 号)	訪問介護、介護予防訪問サービス

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護事業所 笑喜
指定番号	愛知県 2372301529 号
所在地	愛知県瀬戸市薬師町50-4 シティパレス1002号室
電話番号	0561-76-6310
通常の事業の実施地域	瀬戸市

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護士又は、訪問介護員研修の修了者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護サービスを提供することを目的とする
運営の方針	訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

4 ご利用事業所の職員体制

管理者 1人以上、サービス提供責任者 1人以上、訪問介護員 2.5以上（常勤換算）

5 営業時間

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	9：00～18：00 24時間電話等にて対応

6 サービスの概要

・身体介護 身体介護とは、体に直接触れて行う介護のことで、利用者さんの日常生活の活動の能力向上や、生活意欲の向上のために行う支援サービスです。	
食事介助	食事の介助を行います。（専門的配慮をもって行う調理や、嚥下困難な方のための流動食などの調理もふくまれます）
入浴介助	入浴準備、手浴、足浴、洗髪、洗身、全身浴、浴後清掃
清拭	全身清拭、部分清拭、陰部、おしりの清拭
排泄介助	ポータブルトイレ便器介助、おむつ交換、尿器・便器介助、ベッド上排泄、尿便の後始末、陰部臀部清拭
身体整容	日常的な身体の整容を行います
更衣介助	下着、洋服などの着脱行為
体位変換	床ずれ予防のため体位の交換、
移乗、移動介助	歩行介助、ベッド、車いすなどへの移乗介助
起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助
服薬介助	服薬確認、飲み忘れ防止や手伝い
・生活援助 生活援助とは身体介護以外の日常生活の援助のことで、一人暮らしやご家族の方が家事を行うことが困難な場合に行われる訪問介護のこと。なお、対象は利用者さんだけであり、また、直接利用者さんの日常生活に属しないと判断される行為は認められない	
買い物	日用品や食材などの購入
薬の受け取り	利用者さんを代行して薬の受け取り
調理・配膳	利用者さん分のみの食事の用意および後片付け
掃除	主たる居室、寝室などの清掃、換気、温室調整など
ベッドメイク	利用者さん在宅中でのシーツの交換や布団カバーの交換
洗濯	利用者さんの脱衣した衣類の洗濯、洗濯物干し、取り込みやアイロンがけ、収納など

利用料金
訪問介護（1回あたり）

項 目	内 容	単位数	
身体介護中心	① 20分未満	163	
	② 20分以上30分未満	244	
	③ 30分以上～1時間未満	387	
	④ 1時間以上～1時間半未満	567	
	⑤ 上記③に引き続き30分を増すごと	82	
生活援助中心	① 20分以上45分未満	179	
	② 45分以上	220	
	③ 身体介護の②～④に引き続き生活援助を行った場合	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+65単位	

*早朝（午前6～8時）・夜間（午後6～10時）は25%加算

*深夜（午後10～午前6時）は50%加算

②訪問介護処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数より18.2%加算

④ 介護予防訪問介護（一月あたり）

項 目	内 容	単位数
要支援1 または要支援2	週1回程度の利用が必要な場合	1,217
	週2回程度の利用が必要な場合	2,433
要支援2	上記を超える利用が必要な場合	3,859

※地域区分毎の加算（1単位＝10.42円）をかけて計算した金額です。

※法改正により、変更される場合があります。

7 交通費実費

往復2,000円（税込）を請求いたします。また、瀬戸市を超える交通費は、1kmごとに200円で計算させていただきます。また介護上必要な消耗品等も実費で請求いたします。

8 キャンセル料

当日	なし
前日	なし

9 利用料金の支払い方法

ご指定の融機関口座からの引き落としとなります
ご利用できる金融機関：十六銀行が提携する銀行でご利用いただけます

10 第三者評価等の実施状況

無

11 苦情申立窓口

訪問介護事業所 笑喜	ご利用時間	月曜日～日曜日 午前9時～午後6時
	ご利用方法	電話 0561-56-7860
	面接 場所	任意の指定場所

瀬戸市高齢福祉課	ご利用時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ご利用方法 電話 0561-88-2620 面接 場所 瀬戸市役所 2 階 高齢福祉課
----------	---

12 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、下記の医療機関への連絡、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。（当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います 緊急連絡先に連絡いたします。	
協力医療機関	
医療機関の名称	正翔会クリニック守山
院長名	田島 史崇
所在地	愛知県名古屋市守谷区元郷 2 丁目 1315-1
電話番号	052-778-8126
診療科	内科・皮膚科、消化器科、循環器科、眼科 等
入院設備	なし
救急指定の有無	なし

令和 年 月 日

当事業者は、ご利用者に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり本書面に基づいて
上記重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 愛知県瀬戸市薬師町 50-4 シティパレス 1002 号室

名称 訪問介護事業所 笑喜

氏名

印

私は、本書面に基づいて甲から上記重要な事項の説明を受けました。

私は、居宅介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

印

利用者の家族 住所

氏名

印

附則

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 6 月 1 日から改正する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から改正する。

この規定は、平成 26 年 5 月 1 日から改正する。

この規定は、平成 28 年 2 月 1 日から改正する。

この規定は、平成 30 年 5 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 1 年 5 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 1 年 6 月 28 日から改正する。

この規定は、令和 2 年 11 月 28 日から改正する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 6 年 12 月 31 日から改正する。

この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から改正する。

この規定は、令和 8 年 6 月 20 日から改正する。